

平成 13 年 12 月 26 日制定（国空航第 1018 号）
令和 4 年 3 月 29 日 一部改正（国空航第 3037 号）

航空局安全部安全政策課長

カテゴリー I、II、III 航行の運航資格に係る審査要領

第 1 章 総 則

1-1 目 的

この要領は、本邦航空運送事業者が「カテゴリー I 航行の承認基準及び審査要領」（平成 17 年 9 月 22 日国空航第 313 号・国空機第 467 号）、「カテゴリー II 航行の許可基準及び審査要領」（平成 17 年 9 月 22 日国空航第 314 号・国空機第 468 号）及び「カテゴリー III 航行の許可基準及び審査要領」（平成 17 年 9 月 22 日国空航第 315 号・国空機第 469 号）（以下「承認基準等」という。）の規定に基づいて、運航審査官、査察操縦士、査察担当操縦士及び航空安全推進室長の認めた者（以下「審査官等」という。）が行う航空機乗組員の運航資格に係る審査（以下「WX 審査」という。）に関し、航空機乗組員の知識及び能力を確認するための審査要領等を定めることを目的とする。

ただし、この審査要領により難い止むを得ない事由がある場合は、その都度航空安全推進室長の承認を得ることとする。

1-2 一 般

1-2-1 運航資格に係る初期 WX 審査は、カテゴリー航行ごとに実施するものとする。

1-2-2 運航資格に係る WX 審査は、機長認定に係る定期技能審査（基準月）又は社内定期技能審査（基準月）と併せて実施してもよい。

1-2-3 前項の審査において、機長認定に係る各技能審査の科目又はカテゴリー航行ごとの科目で類似した評価判定する科目がある場合には、いずれか 1 科目の評価を実施することで他の科目を同時に評価したものとみなすことができる。

1-2-4 WX 審査は、評価判定が正確にできるよう、訓練または審査を終了した航空機乗組員の編成で行うものとする。

1-2-5 事業者又は使用する航空機の型式にとって初めてのカテゴリー航行の承認を得る場合、査察操縦士、査察担当操縦士及び航空安全推進室長が適当と認める者の初期審査は、航空安全推進室長が指名した運航審査官が行うものとする。

1-2-6 WX 審査は、口述審査及び実地審査により評価判定を行うものとし、口述審査を先に行うものとする。ただし、実地審査の後に追加の口述審査を行うことを妨げない。

1-2-7 カテゴリー I 航行の実地審査は、申請者が過去に機長としてカテゴリー I 航行に係る資格を有し、航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長の承認を受けた機長認定に係る訓練を修了している場合には、機長認定審査又は社内機長認定審査と同時

に実施することができる。

1-2-8 航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長の承認を受けた機長認定に係る訓練（カテゴリーI航行の初期訓練と同じ内容を含むものに限る。）を修了し、かつ、「機長等認定・審査要領」（平成12年1月28日空航第34号）（以下「機長等認定・審査要領」という。）第7条第1項各号に掲げる技能審査の実地審査（カテゴリーI航行の実地審査の科目を全て含むものに限る。）に合格した場合にあっては、合格した日から6カ月以内に限ってカテゴリーI航行の実地審査に合格したものとしてみなす。

1-2-9 1-2-8において、機長等認定・審査要領第7条第1項第1号又は第3号に掲げる技能審査の実地審査（カテゴリーI航行の実地審査の科目を全て含むものに限る。）に合格した場合にあっては、1-2-6にかかわらず、口述審査を後に行ってもよいものとする。

1-2-10 カテゴリーII航行の資格を有していた機長が、機長認定に係る訓練の復帰訓練又は型式移行訓練において、カテゴリーI航行及びカテゴリーII航行の初期訓練と同じ内容を含む訓練であると航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長の承認を受けた訓練を修了し、かつ、「機長等認定・審査要領」の技能審査の実地審査に加えて各カテゴリー航行の実地審査の科目を全て含むものに合格した場合にあっては、合格した日から6カ月以内に限って各カテゴリー航行の実地審査に合格したものとして扱う。

1-2-11 カテゴリーI航行、カテゴリーII航行及びカテゴリーIII航行の経験要件を満たす前に当該初期訓練及びこれに引き続き初期審査を実施した場合、初期審査の合格した日から6カ月以内に限って各カテゴリー航行の実地審査に合格したものとして扱う。

第2章 書類等の確認等

2-1 カテゴリー航行の運航資格の申請は、機長が所属する事業者を通じて、下記の申請書を航空安全推進室長又は地方航空局長に提出することにより行うものとする。

　　カテゴリーI、II、III航行資格審査申請書（様式1） 1部

2-2 審査官等は、審査に先立って申請者に次の各号に定める書類の提示を求め、それについての有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

- イ 航空従事者技能証明書
- ロ 航空身体検査証明書（当該証明書に条件が付されている場合は、条件を満足していること。）
- ハ 無線従事者免許証
- ニ 航空機乗組員飛行日誌（空乗第2116号、平成7年11月15日）に基づき作成されたもの又はそれに準ずる記録をいう。）
- ホ 事業者が管理し証明した型式別等の飛行時間の記載されたもの
- ヘ 定期訓練又は初期訓練の終了が確認できるもの
- ト 当該型式機における機長飛行時間が確認できるもの（機長に係る初期審査の場合に限る。）
- チ 現に有しているカテゴリー航行に係る運航資格が確認できるもの（機長に係る審査の場合に限る。）

リ 1-2-8 によりカテゴリー I 航行の科目を含む技能証明又は機長認定に係る実地審査を先に実施している場合には、口述審査時に実地審査報告書又はそれに準じるもの。

上記の確認は、社内訓練記録、航空機乗組員飛行日誌等の記録を確認することによって行うものとする。

2-3 審査官等は書類の有効性について確認が行えない場合、審査を開始してはならない。また、申請者又は申請者の所属する事業者は、2-2 に掲げる資料のほか、必要な資料を審査官等から求められた際には、これを提示しなければならない。

2-4 審査官等は審査終了後、口頭により合格、不合格の判定を申請者に伝え、所属する事業者を通じて合格の可否を申請者に通知書（様式 2-1、2-2、2-3 又は 3）を送付する。また、必要に応じ、審査結果について講評を行うものとする。

2-5 審査官は審査終了後、当該結果を航空安全推進室長又は地方航空局長に成績報告書（様式 4）により報告する。

第3章 口述審査

3-1 実施科目及び判定基準

下表により実施し、評価判定する。各カテゴリー航行共通

科目	実施要領	判定基準
a. 各カテゴリー航行に使用される地上施設の運用上の特性、性能及び限界	<p>以下に例示する事項の質問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 関係規則等<ol style="list-style-type: none">(1) 承認基準等(2) 運航規程(3) その他各カテゴリー航行に必要な一般知識2. 航行援助施設3. 視覚援助施設4. 滑走路、誘導路等5. 気象通報6. NOTAMその他の航空情報7. その他カテゴリー航行に関する事項	質問に正しく回答できること。

科目	実施要領	判定基準
b. 各カテゴリー機上装置の運用上の特性、性能及び限界	以下に例示する事項の質問を行う。	質問に正しく回答できること。
共通	1. 飛行誘導装置 2. フライトディレクター（使用する場合に限る。） 3. 自動出力制御装置（使用する場合に限る。） 4. 表示器 5. 支援装置 6. 低視程での運航に係るその他の装置（自動制動装置、オートスポイラー等）の使用、限界、特性、制約 7. 航空機の特性 8. 灯火 9. 雨滴除去及び除霧装置 10. 飛行経路及び周波数の選択 11. 気象状態による制限 12. 異常時又は故障状態 13. 復行 14. その他カテゴリー機上装置の運用上に関する事項	
カテゴリーⅢ航行	共通事項の 1, 3, 4, 5, 7, 14	

注：表について審査の種類により実施要領に掲げる該当する項目を選定して実施すること。

科目	実施要領	判定基準
c. 各カテゴリー航行の運航方式	以下に例示する事項の質問を行う。	質問に正しく回答できること。
共通	1. 各カテゴリー航行に適用される実施要領に定められた運航方式 2. 航空機乗組員の職務 3. 気象及びRVR 4. 方式及び進入図 5. 目視物標の使用	

	<p>6. 視認による飛行への移行</p> <p>7. 許容不可能な逸脱</p> <p>8. 気象による影響</p> <p>9. 滑走路面の状況</p> <p>10. 機上装置の故障</p> <p>11. 復行</p> <p>12. 報告</p> <p>13. 国際的方式（国外においてカテゴリー航行を行う場合に限る）</p> <p>14. 性能及び障害物間隔</p> <p>15. EVS 等の使用（EVS:Enhanced Vision System）（使用する場合に限る。）</p> <p>16. 発動機不作動状態で着陸する場合の空港等の適切な選択と安全な着陸に与える要因</p> <p>17. その他カテゴリー航行の運航方式に関する事項</p>	
共通	<p>共通事項の 1～13, 17</p> <p>18 移管</p>	

注：表について審査の種類により実施要領に掲げる該当する項目を選定して実施すること。

3-2 審査の停止

口述審査において受審者が第三者（他の航空機乗組員、立ち会い者等）から助言等を受けた場合又は不適切な行為があった場合には、審査を停止するものとする。

3-3 CBTA プログラムを実施する場合の口述審査

指定本邦航空運送事業者が CBTA プログラムを実施する場合には、3-1 に定める基準にかかわらず、「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」（国空航第 11576 号、平成 29 年 3 月 30 日）に従って事業者が設定した実施方法及び判定基準に基づき、カテゴリー航行を実施するためのコンピテンシーを有しているかどうかの評価を行うこと。

第 4 章 実地審査

4-1-1 各科目の判定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- イ 事業者が規程類等に定める方式及び手順を順守していること。
- ロ 機長等認定・審査要領第 8 条に掲げる要素について必要な知識及び能力を有する

こと。

ハ 各科目における飛行諸元が、以下を満たすこと。

① 手動操縦において実施する場合

a. ILS最終進入でのLOC及びG/Sからの逸脱は、1ドット以内であること。

対地 500ft から決心高度の間においてはLOC 1/3 ドット、G/S 1 ドット以内であること。

b. 進入速度は以下のとおりとする。

(1) 滑走路進入端から 500ft 以下において基準速度 + 5 kt (1発動機不作動状態にあっては + 10 kt) 以内の変化であること。ただし、対地 500ft 以下でフラップを着陸位置にする場合にあっては、滑走路末端を通過時に基準速度 + 5 kt (1発動機不作動状態にあっては + 10 kt) 以内であること。

(2) 滑走路進入端から 500ft 以下において事業者が設定したデビエーションコードを必要とする速度とならないこと。

(3) 摶乱がある場合は擾乱の程度に適応した進入速度を計画できること。

② 自動操縦装置を使用して実施する場合

a. 自動操縦装置による進入状況が正しくモニターできること。

b. 事業者により設定されたコールアウト等ができること。

c. 全般をモニターし、突発的な機材故障等（地上施設の故障を含む。）に対応できること。

③ 着陸及び着陸後、進入復行、着陸復行について

a. 接地は、規定で定めた接地帯の範囲内であること。

b. 横に流される状態で接地したり、接地方向が変位したりせず、正しく着陸滑走できること。

c. 進入復行又は着陸復行中は、蛇行したり、進入復行区域を逸脱したりしないこと。

④ 航空機のシステム等に起因する制限により①b の基準により難い場合は、首席運航審査官の承認を得た基準による。

4-1-2 実施した科目全体を通して 4-5 に掲げる「運航全般にわたる評価要素」についても評価する。

4-2 カテゴリー I 航行に係る審査

1. 使用する航空機に装備されている機上装置に応じて下表を適用し、評価判定する。
2. 1発動機不作動状態でカテゴリー I 航行を行う場合には、下表のいずれかの進入、及び進入復行を1発動機不作動の状態で実施する。
3. 模擬飛行装置等を用いて審査を行う場合には模擬飛行装置の気象条件を設定した状態で、また、実機を用いて審査を行う場合にはフードを使用した状態で、滑走路進入端を基準とした高度 200ft まで計器進入した後、下表の実施要領にしたがって実施する。

4-2-(イ) フライトディレクター及び自動操縦装置を装備していない航空機(プロペラ機に限る。)

科目	実施要領	判定基準
4-2-(イ)-a 滑走路進入端を基準とした高度 200ft までのローデータ進入及びこれに引き続く着陸 4-2-(イ)-b 滑走路進入端を基準とした高度 200ft までのローデータ進入及びこれに引き続く進入復行	1. 200ft までのローデータによる計器進入 2. 200ft 以下において滑走路、灯火等を視認し、進入を継続した着陸 3. 200ft 以下において滑走路、灯火等の視界を限定した状態での進入復行	1. G/S会合点において正しいG/S信号に会合することを確認していること。 2. 計器飛行から目視飛行へ移行後、継続的に経路及び進入角を維持し安定した降下ができること。 3. 進入前に入手した気象情報に応じたブリーフィングを実施できること。 4. 乗員相互間に実施する注意点等を認識していること。 5. 実施するスキャンニングパターン等の確認が取れていること。 6. 着陸の可否の判断が継続的にできること。 7. 適切な進入に引き続き、適切な着陸及び着陸滑走ができること。 8. 適切な速度で接地し、接地点は、接地帯内の適切な位置であること。 9. 横滑り状態で接地し、又は接地方向が偏位することなく、正確に直線滑走できること。 10. 進入復行中は、蛇行したり、進入復行区域を逸脱したりしないこと。 11. 円滑で安定した操作であること。

4-2-(ロ) フライトディレクター、自動操縦装置、自動出力制御装備等、又はこれらを組み合わせによる事業者の設定により運航する航空機

科目	実施要領	判定基準
4-2-(ロ)-a 滑走路進入端を基準とした高度 200ftまでの進入及びこれに引き続く着陸	1. 200ftまでの計器進入（模擬飛行装置にあっては、風、乱気流、滑走路の湿潤等環境条件を組み合わせた条件で実施する。） 2. 1 の計器進入に引き続き、200ft以下において滑走路、灯火等を視認し、進入を継続した着陸及び着陸滑走	1. 4-2-(イ)の判定基準に同じ。 2. 低高度からの着陸中止又は進入復行中は、次のとおりとする。 (1) 機を失せず、着陸できない状況を認識し着陸復行の決心ができること。 (2) 機を失せず、適切な速度及び姿勢を維持して、円滑な復行操作ができること。 (3) 安定した上昇姿勢が得られ、初期上昇が概ね滑走路の延長線上を飛行できること。
4-2-(ロ)-b 滑走路進入端を基準とした高度 200ftまでの進入及びこれに引き続く進入復行	3. 1 の計器進入に引き続き、実機においては 200ft以下において滑走路、灯火等を視認した後 100ft未満（模擬飛行装置又はローデータ進入にあっては 200ft）において視界を限定した状態での進入復行	3. 扰乱がある場合は、擾乱の程度に応じた対応ができること。
4-2-(ロ)-c 復行中に接地する可能性のある低高度からの着陸中止又は進入復行	4. 1 の計器進入に引き続き、復行中に接地する可能性のある低高度からの着陸中止又は進入復行	
4-2-(ロ)-d 着陸滑走	5. 機上装置又は地上施設の故障への対応は他の科目と組み合わせて実施する。	
4-2-(ロ)-e 機上装置又は地上施設の故障への対応		

*自動操縦装置は、飛行機運用規程に定める運用限界高度又は対地 100 ft のいずれか高い高度まで使用できる。

*その他、飛行基準評価審査会又は外国政府により認められた報告書（Flight Standardization Board Report 等（以下「FSB Report 等」という。））において必要とされる訓練で、航空安全推進室長が安全性が確保されると判断し承認した訓練が生じた場合には、その訓練に応じた審査の実施要領と判定基準を設定するものとする。

4-3 カテゴリーII航行に係る審査

1. カテゴリーII航行の運航資格審査は、原則として模擬飛行装置を使用して実施する。
2. 1発動機不作動状態で カテゴリーII航行を行うことができる旨運航規程に規定されている航空機を使用して審査を行う場合には、進入を1発動機不作動の状態で実施することができる。
3. 審査は下表を適用し、評価判定する。

フライトディレクター、自動操縦装置、自動出力制御装備等、又はこれらを組み合わせによる事業者の設定により運航する航空機

科目	実施要領	判定基準
4-3-a 装備する機上装置及び区分に応じた計器進入及び該当する最も低いDHからの着陸	1. 該当する最も低いDHまでの計器進入（模擬飛行装置にあっては、風、乱気流、滑走路の湿潤等環境条件を組み合わせた条件で実施する。）	1. 4-2-(ロ)の判定基準と同じ。 2. 自動操縦により進入する場合は次のとおりとする。 ただし、自動操縦から手動操縦に移行する際に姿勢等に大きな変化を及ぼすことなく円滑に移行できること。 (1) 手順が正確であること。 (2) コールアウトが正確であること。 (3) 自動操縦装置による進入状況が正しくモニタできること。 (4) 全般をモニターし、突発的な機材故障（地上施設の故障を含む。）等に対応できること。
4-3-b 装備する機上装置及び区分に応じた計器進入及び該当する最も低いDHからの進入復行	2. 1の計器進入に引き続く、該当する最も低いDHまでの計器進入から引き続く着陸及び着陸滑走	
4-3-c 復行中に接地する可能性のある低高度からの着陸中止又は進入復行	3. 1の計器進入に引き続く、該当する最も低いDHまでの計器進入から視界を限定した状態での進入復行 ただし、計器進入は対地100ftまで継続させることとし、進入復行は1発動機を不作動にして行わせる。	
4-3-d 着陸滑走	4. 1の計器進入に引き続く、復行中に接地する可能性のある低高度からの着陸中止又は進入復行	
4-3-e 機上装置又は地上施設の故障	5. 機上装置又は地上施設の故障は組み合わせて実施する。	

* 自動操縦装置は、飛行規程又は飛行機運用規程に定める範囲内で使用するものとする。

*その他、飛行基準評価審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report 等）において必要とされる訓練で、航空安全推進室長が安全性が確保されると判断し承認した訓練が生じた場合には、その訓練に応じた審査の実施要領と判定基準を設定するものとする。

4-4 カテゴリーIII航行に係る審査

1. カテゴリーIII航行の運航資格審査は、模擬飛行装置を使用して実施する。
2. 1発動機不作動でカテゴリーIII航行を行うことができる旨運航規程に規定されている航空機を使用して審査を行う場合には、下表のいずれかの進入を1発動機不作動の状態で実施する。
3. 使用する航空機に装備されている機上装置及びその区分に応じて下表を適用し、判定基準を満足すること及び進入中のいかなる場面においても安全に着陸できるか否かの判断が正しく行えることを評価判定する。

実施要領で定められた運航方式並びに通常時及び非常時の手順に応じ、カテゴリーIII航行を安全かつ確実に実施できるように定められた事業者の設定により運航する航空機

科目	実施要領	判定基準
4-4-a 該当する最も低い気象条件での自動着陸	1. 事業者ごとに設定したDH又はAH及びRVRの気象状態での自動進入（風、乱気流、滑走路の湿润等環境条件を組み合わせた条件で実施する。）	1. 進入前に入手した気象情報に応じたブリーフィングが実施できること。 2. 乗員相互間に伝えるべき注意点等を認識できていること。 3. 実施するスキヤニングパターン等の確認が取れていること。 4. 自動進入復行、自動着陸復行又は自動着陸の判断が継続的にでき、かつ、適正に操作することができること。
4-4-b AH又は最も低いDHからの進入復行	2. 1の計器進入に引き続く、自動着陸及び自動着陸滑走（フェールオペレーションナル着陸滑走制御装置を使用しない場合は手動着陸滑走（マニュアルロールアウト））	5. 1.のブリーフィングの内容に準じていること。 6. 判断が表明できること。 7. 自動着陸について以下の内容ができること。 (1) 機材の信頼性を確認できること。 (2) 自動進入中の飛行状況
4-4-c 復行中に接地する可能性のある低高度からの着陸中止又は進入復行	3. 1の計器進入に引き続く、自動進入復行	
4-4-d 機上装置又は地上施設の故障	4. 1の計器進入に引き続く、復行中に接地する可能性のある低高度からの自動着陸中止又は自動進入復行	
4-4-e 該当する最も低い気象条件における手動での着陸滑走（フェールオペレーションナル着陸滑走制御装置を使	5. 機上装置又は地上施設の故障は組み合わせて実	

用する場合を除く。)	施する。	を正しくモニターできること。 8. 自動着陸中止又は自動進入復行に当たり機材の故障等を正しく認識できること。
------------	------	---

- *自動操縦装置は、飛行規程又は飛行機運用規程に定める範囲内で使用するものとする。
- *その他、飛行基準評価審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report 等）において必要とされる訓練で、航空安全推進室長が安全性が確保されると判断し承認した訓練が生じた場合には、その訓練に応じた審査の実施要領と判定基準を設定するものとする。
- *HUD (Head Up Display) 等を使用し手動着陸を行う場合にあっては、上記の科目的操作をHUD等を使用した状態及びHUD等の故障を組み合わせた条件で実施するものとする。

4-5 運航全般にわたる評価要素

運航全般にわたる評価要素（全科目を通して評価する。）		
要素	実施要領（内容）	判定基準
知識	各科目を通してみた運航全体の能力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航に必要な正確な知識を有し、理解したうえで正しく活用できること。 2. 新しい情報を正確に運航に活用していること。
手順		事業者において定められた操作手順等の根拠が正確に理解され、定着していること。
操作		<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者において定められた方式により、計器等を適切に判断し、適切な操縦操作が正確にできていること。 2. 状況に応じ、安定かつ円滑な操縦操作ができていること。 3. 自動操縦装置のモニターが的確であり、有効に活用できていること。
状況認識		積極的に状況を正しく認識し、適切に業務を遂行できること。
計画・判断力		<ol style="list-style-type: none"> 1. 先見性を持ち正しく状況を判断し、それをもとにした飛行計画が適切に組み立てられること。 2. 継続して適切な判断ができること。 3. 不測の事態に備え予期される危険を回避できること。

指揮統率 ・協調性		1. 他の乗務員及び地上職員等に対して積極的に指揮統率力を發揮し、協調して業務を遂行できること。 2. 乗客に対し十分な配慮がされること。
規則の遵守		積極性を持ち、規則、規定類を遵守できること。

4-6 CBTA プログラムを実施する場合の実地審査

指定本邦航空運送事業者が CBTA プログラムを実施する場合には、「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」（国空航第 11576 号、平成 29 年 3 月 30 日）に従って事業者が設定した実施方法及び判定基準に基づき、カテゴリー航行を実施するためのコンピテンシーを有しているかどうかの評価を行うこと。この場合、実地審査は 4-1-1 から 4-5 に定める基準によらないことができる。

附 則

1. この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
2. この要領の適用前から社内規程等によりカテゴリー航行に係る審査を実施している本邦航空運送事業者にあっては、平成 14 年 10 月 1 日までは、当該社内規程等に従って WX 審査を行ってもよい。

附 則（平成 22 年 8 月 25 日）

この要領は、平成 22 年 8 月 25 日から適用する。ただし、第 4 章の規定については、平成 22 年 1 月 31 日までは従前の例によるものとする。この場合、従前の第 4 章の「カテゴリー I 運航」、「カテゴリー II 運航」、「カテゴリー III 運航」、「カテゴリー IIIa 運航」及び「カテゴリー IIIb 運航」はそれぞれ「カテゴリー I 航行」、「カテゴリー II 航行」、「カテゴリー III 航行」、「カテゴリー IIIa 航行」及び「カテゴリー IIIb 航行」と読み替えるものとする。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日）

1. この要領は、平成 23 年 2 月 24 日から適用する。
2. この要領の適用前からカテゴリー航行に係る審査を実施している本邦航空運送事業者にあっては、平成 23 年 9 月 30 日までは、従前のとおり WX 審査を行ってもよい。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日）

1. この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

1. この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 8 月 9 日）

1. この要領は、令和元年 8 月 9 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

1. この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

カテゴリー I、II、III 航行資格審査申請書			
ふりがな 氏名			
生年月日	**年**月**日	住所	
技能証明	種類		
	番号	第 A1****号	
	限定期		
航空身体検査 証明番号	第*****号	有効期限	****年**月**日迄
総飛行時間	*****時間	使用型式機 総飛行時間	***時間
機長飛行時間	*****時間	使用型式機 機長飛行時間	**時間
申請する型式及び資格	型式		
	資格	カテゴリー ○ 航行資格	
実施審査希望日	令和**年**月**日		
上記のとおりカテゴリー I II III 航行資格の審査を受けたいので申請します。 令和 **年**月**日			
申請者氏名 所属事業者の 住所及び名称 △△航空株式会社 代表取締役社長			
国土交通省航空局安全部 航空安全推進室長 ○○ ○○ 殿			

様式2－1

文 書 番 号

令和 年 月 日

所 属 事 業 者 名
申 請 者 名

殿

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）
航空局安全部航空安全推進室長
又は地方航空局長

○ ○ ○ ○

カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査合格通知書

事業者名 に係る下記の航空機の型式について、「カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査要領」国空航第1018号（平成13年12月26日）の規程に掲げるカテゴリーI航行に係る審査に合格したので通知する。

航空機の型式

型式名

様式2－2

文 書 番 号

令和 年 月 日

所 属 事 業 者 名
申 請 者 名

殿

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）
航空局安全部航空安全推進室長
又は地方航空局長

○ ○ ○ ○

カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査合格通知書

事業者名 に係る下記の航空機の型式について、「カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査要領」国空航第1018号（平成13年12月26日）の規程に掲げる
カテゴリーI航行及びカテゴリーII航行に係る審査に合格したので通知する。

航空機の型式

型式名

様式2-3

文 書 番 号

令和 年 月 日

所 属 事 業 者 名
申 請 者 名

殿

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）
航空局安全部航空安全推進室長
又は地方航空局長

○ ○ ○ ○

カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査合格通知書

事業者名 に係る下記の航空機の型式について、「カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査要領」国空航第1018号（平成13年12月26日）の規程に掲げるカテゴリーI航行、カテゴリーII航行及びカテゴリーIII航行に係る審査に合格したので通知する。

航空機の型式

型式名

様式3

文 書 番 号

令和 年 月 日

所 属 事 業 者 名
申 請 者 名

殿

国土交通省大臣官房参事官（航空安全推進）
航空局安全部航空安全推進室長
又は地方航空局長

○ ○ ○ ○

カテゴリーI、II、III航行の運航資格に係る審査不合格通知書

事業者名 に係る下記の航空機の型式について、カテゴリーI・II・III航行に係る審査に不合格となったので通知する。

航空機の型式

型式名

様式 4

機長審査（カテゴリー航行）成績報告書

			総合判定							
			合格			不合格				
カテゴリー I										
カテゴリー II										
カテゴリー III										
事業者の名称						航空機型式				
受審者の氏名						国籍・登録記号				
審査年月日			年月日			場所／空港				
申請書・証明書等			適		不適()					
要件	地上教育(初期・定期)		適		不適()					
	飛行訓練(初期・定期)		適		不適()					
	飛行経験		適		不適()					
成績表										
審査項目				評価		評価要素				
				合	否	知識	手順	操作	状況認識	計画・判断
口述	1. 各カテゴリー航行に使用される地上施設の運用上の特性、性能及び限界									
	2. 各カテゴリー機上装置の運用上の特性、性能及び限界									
	3. 各カテゴリー航行の運航方式									
実地	I	1. F/D及び自動操縦装置なしの進入復行								
		2. F/D及び自動操縦装置なしの着陸								
		3. 各種進入に引き続く進入復行								
		4. 各種進入に引き続く着陸								
		5. 各種進入に引き続く着陸復行								
		6. 地上滑走								
	II	7. 各種進入に引き続く進入復行								
		8. 各種進入に引き続く着陸復行								
		9. 各種進入に引き続く着陸計器離陸								
		10. 地上滑走								
	III	11. 各種進入に引き続く自動進入復行								
		12. 各種進入に引き続く自動着陸復行								
		13. 各種進入に引き続く自動着陸								
		14. 地上滑走								
運航全体にわたる評価要素										

所 見

時 間		審査官	
-----	--	-----	--